

東京都共同募金会 令和 7 年度 地域配分(B配分)＜令和 8 年度使用分＞
公募についての注意点 ～Q&A～

【申請について】

Q1 1事業所で、複数申請することは、できますか。

A. できません。申請はひとつの事業に限ります。

Q2 市内の複数事業所それぞれで申請することは可能ですか。

A. できます。法人で取りまとめの上でご提出ください。なお、審査で当該法人または事業所への配分(A 配分含む)の偏りが著しいと判断された場合、優先順位が下がることがあります。

Q3 申請書類の書き方で、特に気をつけることは何ですか。

A. 事業の必要性がわかるように書いてください。備品整備の場合、「●年使用した経年劣化による買い替え」や「利用者●人増加に伴う新規購入」など具体的な数字があるとわかりやすいです。また、「期待される効果」では、福祉の専門家としての視点からの利用者の生活面の向上や地域への波及効果などを具体的にご記入ください。

Q4 「過去 3 年間における赤い羽根共同募金運動、歳末たすけあい運動への協力状況」は、どのような協力を書けば良いですか。

A. 令和 4 年～6 年度の事業所内やイベントでの募金箱設置や施設の機関紙・SNS などの掲載、法人内職員向けに募る職域募金、地域市民へのチラシポスティング、街頭募金活動などです。協力をしていても申請書に未記載の場合、審査で「協力加算」対象とならないことがありますのでご注意ください。

【審査について】

Q5 東久留米地区の配分金総額はいくらですか。

A. 配分上限額は、700,000 円です。(昨年度比 10,000 円減)
※前年度(令和 6 年度)募金実績(1,085,795 円)の 65%

Q6 東久留米地区の昨年の配分基準はどのようなものですか。

A. 別紙「東京都共同募金会 令和 6 年度地域配分(B配分)＜令和 7 年度使用分＞ 東久留米地区配分推薦の基準について」をご参照ください。

Q7 地区配分推薦委員会とは、どのようなものですか。

A. 東京都共同募金会東久留米地区協力会会長から委嘱を受けた委員 7 名で構成され、地域ニーズを的確に把握し、地域の視点で求められる取り組みについて意思を集約することで東京都共同募金会配分委員会に地区の意思を最大限に反映させるための組織です。

助成金の透明性・公平性を担保するため、東京都共同募金会が全都的に設置を促進しています。東久留米市では、平成 20 年度に設置が完了しています。

Q8 東久留米地区配分推薦委員会の委員構成はどのようになっていますか。

A. 住民組織や学識経験者、社会福祉関係団体等から選出しています。

【事業変更について】

Q9 申請内容から減額した決定となり、自己負担額が増大したことで計画通りの事業ができません。他の備品に変更することは可能ですか。(事業内容の変更)

A. できません。辞退の手続きについて、地区配分推薦委員会事務局に相談してください。

Q10 宿泊訓練を中止して、備品整備に変更することは可能ですか。または、日帰りに変更することはできますか。(事業内容の変更)

A. 事業内容の大幅な変更はできません。宿泊から日帰りに変更、行先や日程の変更など事業目的が変わらないものに関しては、地区配分推薦委員会事務局に相談してください。

Q11 申請した備品を令和 8 年 2 月に買いました。(事業年度の変更)

A. 補助金を全額辞退する手続きをします。東京都共同募金会の交付決定(令和 8 年 3 月下旬予定)前に使途することはできません。辞退の手続きについて、地区配分推薦委員会事務局に相談してください。

Q12 備品の見積もりの期限が 1 カ月間のため、令和 8 年 4 月に購入する時に価格の変動や販売終了があったとき、変更することは可能ですか。(総事業費の変更)

A. 使途変更届で総事業費の変更ができます。また、販売終了などで購入ができないときは、同機能の機種に変更できます。なお、価格が下がり配分率を下回るとき、一部辞退と返還金が生じます。配分推薦委員会事務局に相談してください。

以上